

岡山シルバーデイサービスセンター

ご利用料金表

<通所介護サービス利用料金>

1. 普通規模型通所介護費（7級地 1単位＝10.14円）

	3時間～4時間利用 介護保険単位数	4時間～5時間利用 介護保険単位数	5時間～6時間利用 介護保険単位数
要介護1	368単位	386単位	567単位
要介護2	421単位	442単位	670単位
要介護3	477単位	500単位	773単位
要介護4	530単位	557単位	876単位
要介護5	585単位	614単位	979単位

	6時間～7時間利用 介護保険単位数	7時間～8時間利用 介護保険単位数	8時間～9時間利用 介護保険単位数
要介護1	581単位	655単位	666単位
要介護2	686単位	773単位	787単位
要介護3	792単位	896単位	911単位
要介護4	897単位	1018単位	1036単位
要介護5	1003単位	1142単位	1162単位

*同一建物に対する減算・・・所定単位数から94単位/日を減算し算定します

*送迎が実施されない場合に対する減算・・・所定単位数より(47単位/片道)を減算します

2. 加算項目（7級地 1単位＝10.14円）

入浴介助加算(I)	40単位/回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴を行う。
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	20単位/回(6月に1回)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供する。
科学的介護推進体制加算	40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知状況その他利用者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて指定通所介護の提供に当たって情報を活用する。
サービス提供体制強化加算(I)	22単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉社士の占める割合が100分の70以上である事を満たしている為。
サービス提供体制強化加算(II)	18単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉社士の占める割合が100分の50以上である事を満たしている為
若年者認知症受け入れ加算	60単位/日	64歳以下の若年性認知症と認められた方が対象となります。

<介護予防通所サービス利用料金>

1. 介護予防通所サービス費（7級地 1単位＝10.14円）

要介護度	介護予防単位数
事業対象者	1672単位/月
要支援1	1672単位/月
要支援2	3428単位/月

*同一建物に対する減算・・・所定単位数から、事業対象者・要支援1(376単位)/月、要支援2(752単位)/月を減算します

2. 加算項目(7級地 1単位=10.14円)

口腔・栄養スクリーニング加算(I)	20単位/回(6月に1回)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を起行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供する。
科学的介護推進体制加算	40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知状況その他利用者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて指定通所介護の提供に当たって情報を活用する。
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1・事業対象者 88単位/月	介護職員の総数のうち、介護福祉社士の占める割合が100分の70以上である事を満たしている為。
	要支援2 176単位/月	
サービス提供体制強化加算(II)	要支援1・事業対象者 72単位/月	介護職員の総数のうち、介護福祉社士の占める割合が100分の50以上である事を満たしている為。
	要支援2 144単位/月	
若年者認知症受け入れ加算	240単位/月	64歳以下の若年性認知症と認められた方が対象となります。

3. その他加算項目

介護職員等の処遇改善に関する加算(7級地 1単位=10.14円)

介護職員処遇改善加算(I)(II)(III)の何れかを算定	介護職員の処遇改善の目的で平成22年10月より創設され、平成23年3月で終了する介護職員処遇改善交付金の効果を維持するため、平成24年度の介護報酬改定より介護報酬において介護職員処遇改善の目的として創設。厚生労働省が定めるキャリアパスの一定要件をクリアすることで算定が可能。	
	(I)	基本サービス費に当施設が算定する各種加算を加えた単位数合計に国の定める加算率(※1)を乗じた単位数で算定。 ※1=通所介護は5.9%
	(II)	43/1000
	(III)	23/1000
【介護職員処遇改善加算の単位数の計算方法】 (基本単位+各種加算の合計)×(加算率)%=介護職員処遇改善加算単位数 (1単位未満の端数は四捨五入)		

介護職員等特定処遇改善加算(I)(II)の何れかを算定	技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、既存の処遇改善加算に上乗せする形で介護報酬が加算される。 ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること ・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること	
	(I)	サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定していること。 *通所介護・介護予防通所サービス・生活支援通所サービスは1.2%
	(II)	現行加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること *通所介護・介護予防通所サービス・生活支援通所サービスは1.0%
【介護職員等特定処遇改善加算の単位数の計算方法】 (基本単位+各種加算の合計)×(加算率)%=介護職員等特定処遇改善加算単位数 (1単位未満の端数は四捨五入)		

<介護保険給付外サービス(法定外給付サービス)>

昼食費	540円/1日(食材料費及び調理費相当額)
-----	-----------------------

地域外送迎料金	通常の事業の実施地域を越えた地域に居住するご利用者に対して行う送迎に要する費用は、1キロメートルにつき20円頂きます。 (岡山市、倉敷市、総社市以外の地域)
文書料	1,000円
基本時間外施設利用料金	500円/30分